
緊急事態宣言に伴う当事務所の取り組みについて

令和2年4月7日

お客様各位

令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

そこで、当事務所も法律事務所としての社会的責任を果たすべく、当面の間、次のような取り組みを行うこととしました。

1 営業時間・執務体制について

営業時間は原則として変更はございませんが、今後の状況等に応じて、やむを得ず時間を短縮させていただく場合がございます。

また、職員の健康に配慮し、在宅勤務も併用しております。

緊急事態宣言の期間中においては、大変申し訳ありませんが、お客様や所員の安全を第一に考え、訪問等の外出を必要とする活動は控える方針にいたしました。

ご来所や面談に関しましても、必要不可欠の場合にだけ行うことにしております。

その代用方法として、電話会議や Skype 会議等の遠隔システムを活用いたしますので、平時と遜色なく面談同様の会議ができるようにいたします。

2 WEB 会議システムの利用推進について

お客様との打合せについては、前述いたしましたように、Skype を利用したテレビ会議の他、各種 Web サービスにより会議を行うことを推進したいと考えております。

当事務所では、以前から Skype によるテレビ会議を行っておりますが、Skype は iPhone や Android などスマートフォンやタブレットでも簡単にインストールすることができ、十分に充実した会議を行うことができます。

なお、Zoom については、セキュリティ上の問題が報告されていることから、当面の間は当事務所としては非推奨と致します。

3 テレワークの励行について

起案やリサーチ等、事務所外でも可能な業務については各弁護士にテレワークを行うことを励行しております。

また、これを機に、従前からの取り組みである資料の電子化、IT化をより進め、柔軟かつ効率的な働き方ができるよう改革を進めて参ります。

以上の取り組みを通じ、国内における新型コロナウイルスの感染拡大防止に微力ながら貢献して参ります。

なお、以上の方針は確定的なものではなく、社会状況の変化に応じて今後も見直しを行う予定です。

より良い事務所とするため、お気づきの点やご意見がございましたら忌憚なくお教えいただけますと幸甚です。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

吉田総合法律事務所

Yoshida Law Office

代表弁護士 吉田 良夫